

**様式第3**（第4条第4項第1号、第4条の2第3項第1号、第5条第1項及び第2項、第8条第1項及び第2項、第9条第1項第1号、第9条第5項及び第6項、第10条第2項、第11条第5項第2号、第12条第4項及び第5項、第60条の2第1号関係）

ネットワーク構成図

- 注1 利用者から他の利用者又は他の電気通信事業者のネットワークに至るまでの通信の流れがわかるように交換センター、集線センター等とこれらの間を接続する電気通信回線の概要を記載すること。
- 2 他の電気通信事業者との相互接続点、他の電気通信事業者から電気通信役務の提供を受けてネットワークを構成する区間、他者からIRU（Indefeasible Right of User：破棄し得ない使用权）により調達する設備等がある場合は、その構成の概要をわかりやすく記載するとともに、当該他の電気通信事業者及び他者の名称を記載すること。
- 3 交換センター、集線センター等が多数ある場合には、その全てを記載することは要しない。ただし、本邦内の設備は都道府県ごとのそれぞれの総数、本邦外の設備は国又はこれに準ずる地域ごとのそれぞれの総数を記載すること。
- 4 一葉の用紙に記載できない場合には、全体の構成が把握できるよう、ネットワークの階層、地域その他適宜の区分に用紙を分けて記載すること。
- 5 ネットワークの名称その他の参考となる事項を記載すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。